

第3回第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等 策定委員会 会議録

令和2年11月26日（木）

午後1時00分から

勤労福祉会館 視聴覚室

出席者

（出席者）16名

◎赤谷委員、◎大高委員、都築委員、細井委員、中村委員、内藤委員、西田委員、
菅沼委員（菅野委員代理）、安形委員、佐藤委員、森委員、杉浦委員、海光委員、
小田委員、宇井委員、桑野委員、

（欠席者）5名

佐竹委員、石黒委員、野村委員、藤井委員、小林委員

次第

1. 議題

（1）協議事項

・第4次豊川市障害者福祉計画（案）について

（2）協議事項

・第6期豊川市障害福祉計画等（案）について

（3）報告事項

今後のスケジュールについて

2. その他

（事務局）

会議に先立って資料の確認をお願いします。事前に郵送しました事前資料①から③、机上には次第、当日資料①から④がございます。資料のない方はございませんか。

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第3回第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会を開催いたします。本日は大変お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。以降の議事進行を委員長にお願いします。

（赤谷委員長）

みなさまこんにちは。本日はお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルスの感染症の拡大が非常に心配され医療崩壊を起こさぬか、また、ニューヨークやヨーロッパのような事態にならないかと大変危惧しているところです。私達にでき

ることは限られていますが、私共の施設としても初期の対応を間違えないということを肝に銘じて取り組んでいるところです。よろしくお願いします。

本日の策定委員会は、第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会設置要綱第5条第3項により、委員の過半数以上の出席がございますので、成立することを報告します。本日の策定委員会は午後3時の終了を予定しています。限られた時間ですが、皆さまからの積極的なご意見をお願いします。

なお、本日の策定委員会が12月中旬に予定されている各計画のパブリックコメントの前の最後の委員会となります。協議事項において、計画案の修正にかかる意見が交わされた場合、具体的な修正内容の決定まで、この時間の中で行う必要がありますので、ご了解のうえ、活発な議論をお願いしたいと思います。

1. 議題

(1) 協議事項

・第4次豊川市障害者福祉計画（案）について

(赤谷委員長)

それでは、「議題（1）協議事項・第4次豊川市障害者福祉計画（案）について」、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

第4次豊川市障害者福祉計画（案）について、事前資料①に基づき説明

第4次豊川市障害者福祉計画（案）の説明の前に、事前資料①本編に若干の修正がありましたので説明をいたします。

1 ページ「1 計画策定の趣旨」の1行目に「平成28年に『第3次豊川市障害者計画』とありますが、「障害者福祉計画」に修正をお願いします。

14 ページ「(6) 難病患者等の状況」とタイトルについてですが、今回は小児慢性特定疾病のことも記載していますので、「難病患者等の状況」という形で「等」を付け加えています。

21 ページ「⑤障害者施策全般」の2行目に「『災害時の支援』、療育手帳所持者複数手帳所持者で」とありますが、「複数手帳所持者」の文言の削除をお願いします。

29 ページ「分野5 雇用・就業、経済的自立支援」となっていますが、「経済的自立支援」の文言の削除をお願いします。

33 ページ「⑩レスパイト事業の推進」とありますが、「⑩」ではなく「⑨」に修正をお願いします。

35 ページ「施策3 自立生活を支える施設等の整備促進」の現状・課題の3行目に「身

近な交流施設などの充実」とありますが、内容の場所を変更しているので、この一文は削除をお願いします。以上で修正の箇所の説明を終わります。

前回の策定委員会でいただいたご意見を踏まえ修正した対応状況について説明させていただきます。

「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画とあり、名前が似ているので分かりにくい」とのご意見をいただきました。修正対応の内容としては、障害者福祉計画を「障害者福祉基本計画」、障害福祉計画を「障害福祉支援計画」、障害児福祉計画を「障害児福祉支援計画」と変更しました。

続きまして、3 ページに計画の位置づけの図がありますが、「上位計画と位置づけされている地域福祉計画との関連性が分かりにくい」とのご意見をいただきました。本文中に説明をすると冊子のボリュームが大きくなってしまいますので、関連性が分かりやすいように図の修正をしました。

28 ページ「2 計画推進の視点」の2 つ目の項目「障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かい支援」で、「障害のある女性をはじめ」という書きぶりでしたが、L G B Tの方にも配慮し、5 行目「障害のある人は」という大きな括りにしました。

アンケート調査結果で、「市職員の対応について様々な意見が寄せられているのですが、どのように計画に反映されますか」というご意見をいただきました。54 ページ「施策の展開」「① 公的機関における障害者への配慮」の4 行目に「公共窓口における障害者への対応について、適切な配慮により誰もが安心して訪れることができるよう」と一文を追加しました。以上で、前回の策定委員会でいただいたご意見を反映させたところの説明を終わります。

引き続き、本編の内容について説明をさせていただきます。第1 章から第3 章までは前回の策定委員会で説明していますが、変更された事項について説明いたします。1 ページ第1 章「1 計画策定の趣旨」の3 段落目から「SDG s」について記載されています。こちらについては検討部会より話があったため、SDG s と第6 次総合計画との関連性について少しボリュームを増やして記載しました。

第2 章については16 ページ以降になります。前回の策定委員会では、障害者への意識調査、団体ヒアリングの内容については、皆さまにご提示できていない状態でした。今回、改めて現状やヒアリングの結果を掲載しましたので説明いたします。障害者への意識調査からみた現状についてですが、17 ページ「地域で生活するために必要な支援（上位3 位）」は「経済的な負担が軽減されていること」「相談対応などが充実していること」「地域住民などから理解されていること」の3 つが身体障害者手帳所持者以外で共通して上げられています。

21 ページ「⑤障害者施策全般」の「障害者福祉施策で重点的に取り組んでほしいこと（上位3 位）」は、「災害時の支援」「相談しやすい窓口の設置」「経済的な援助の充実」「障害に対する理解の促進」が上げられています。

団体ヒアリング調査については 23 ページ以降になります。24 ページ「③分野ごとの課題について（一部の意見の要約、抜粋）」で 9 つの分野ごとにご意見を沢山いただいています。代表的なものだけを紹介させていただきます。①保健医療では、「児童精神科医やリハビリ施設の不足」、②生活環境の整備では、「移動支援の充実、施設のバリアフリー化」、③相談・情報提供では、「法律やサービスの周知、専門的な相談員や相談支援専門員の不足」、④住まい・住宅の確保では、「グループホームの充実、自宅のバリアフリー化への助成の充実」、⑤雇用・就労では、「法定雇用率の順守、就労支援の充実」、⑥災害時の支援では、「避難所での障害者への配慮、避難所の疑似体験や訓練の参加」、⑦障害への理解と交流では、「障害者への理解をテーマとした講座の開設、交流の場の確保」、⑧教育・保育では、「健常児と同じ学校の希望、障害者に偏見を持たない教育の実施」、⑨生涯学習活動では、「余暇活動への支援、支援者の育成」と、このような声が寄せられています。以上で前回の策定委員会で皆さまに提示できていなかった資料の提供となります。

31 ページの「施策の体系」の体系図も前回の策定委員会では提示できていなかった部分になります。基本理念を推進するための視点を持って各施策を推進していく内容を図式化しました。第 3 章までについての説明は以上となります。

続きまして、第 4 章についてです。前回の策定委員会では第 4 章は提示ができていませんでしたので、今回改めて説明をさせていただきます。大筋は前回計画の内容を踏襲した上で行っていますが、現在の状況を加味してブラッシュアップした内容となっています。各項目で重複している内容や分割した方がよい内容については、統合・分割し、整理しています。全てを説明すると大変時間を要するので大きく変更になった部分を中心に説明をいたします。

33 ページ「⑦発達障害のある子ども及び発達障害者に対する支援体制の整備」について、前回計画では、子ども発達センターを記載していましたが、検討部会で「子ども発達センターは、18 歳以下の全ての子どもに対する支援を実施しており、発達障害だけに限らず全ての障害者が対象となる」と話があったので、「①相談体制の連携と充実」に「児童発達支援センター」と記載しました。

「②ライフステージに合わせた支援体制の整備」については、現状・課題の内容を受けて新規で内容を追加しました。

「⑧精神障害者（高次脳機能障害、強度行動障害者等）の地域生活支援体制の整備」については、前回計画では高次脳機能障害について別途記載がありましたが、今回は⑧に統合しました。

34 ページ「施策 2 ①福祉サービスの充実」については、国の指針を踏まえて、改めて人材確保と質の向上について言及しています。

「③手当・医療費助成等の制度の周知」については、前回計画では「分野 5 経済的自立」で記載されていた内容でしたが、③に統合し「経済的な自立を支援します」と一文を加えました。

35 ページ「③市営住宅の活用」については、前回計画では「分野6 生活環境」に記載されていましたが、分野1で記載するほうが望ましいと検討部会より話がありましたので移動しました。分野6は基本的にはハード面に関する内容ですが、市営住宅の活用はソフト面の活用になり、分野6にはそぐわないというご意見でした。分野1については以上となります。

続きまして分野2になります。「施策1 ③健診事業の推進」について、特定健診や障害者歯科健診等の健診事業については、前回計画ではばらばらに記載がされていましたが、こちらに健診事業をまとめました。

「⑤難病保健医療相談・情報提供の充実」については、こちらに日常生活用具の内容が記載されていましたが、分野1の「施策2 ⑤難病患者の日常生活用具の給付」の内容に日常生活用具の記載がありましたので削除しました。

37 ページ「施策2 ①医療リハビリテーションの充実」については、前回計画では①②③の3つがひとつにまとめて記載しており、内容がかなり煩雑になっていました。今回は3つの項目に分割し、「①医療リハビリテーションの充実」「②かかりつけ医の啓発」「③児童精神科医療体制の充実」としました。分野2については以上となります。

39 ページ分野3の「施策1 就学前保育・教育の充実」の「①特別な支援が必要な子どもへの保育の推進」については、「②交流保育の実施」が前回計画では一つにまとめられていましたが、今回は2つに分割し、「①特別な支援が必要な子どもへの保育の推進」「②交流保育の実施」としました。

「④重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」については、国の指針を踏まえて項目の追加をしました。

「施策2 学校教育の充実 ③介助などが必要な児童生徒への支援」については、前回計画は「介助が必要な児童・生徒への支援」と「支援員の配置」が分かれていましたが、今回は統合しました。

42 ページ「施策3 生涯学習環境の整備」については、前回の策定委員会でも話をしましたが、以前は43ページの「分野4 文化、芸術・スポーツ等」と同じ分野で扱われていました。検討部会で「生涯学習分野」と「文化、芸術・スポーツ分野」を分けて記載すべきではという話があったため、保育と教育を合体し、施策3として新たに生涯学習環境の整備を加えました。前回計画の生涯学習分野の内容は、分野3の「生涯学習環境の整備」に移動しました。

43 ページ分野4については、先ほど説明をしましたが、生涯学習分野を切り離して「分野4 文化、芸術・スポーツ活動の推進」を新たに作りしました。内容については、前回計画を踏襲していますが、団体の名称の変更や制度の内容の廃止がありましたので、文章の修正を行っています。平成30年6月には障害者文化芸術推進法が施行されたので、その内容に沿って少々文章を修正しています。また誰でも気軽に文化芸術に親しむことができるよう、②③に「誰でも楽しめる」という文章を加えました。分野4については以上となります。

45 ページ「分野5 雇用・就業」について、前回計画では、「施策1 ②障害者雇用の機会の拡大」として、「②企業・障害者雇用の促進」「③就労に関する相談支援体制の充実」「④市の障害者雇用の促進」の3つの内容がひとつにまとまっていましたが、内容が多岐に渡っているため、分割させていただきました。福祉的就労に関する内容もありましたが施策2に移動しました。そのため、施策1では③④が新設されました。

46 ページは、先ほども説明しましたが、施策1を分割した関係で「施策2 ③就労支援施設への支援」を新設しました。分野5については以上となります。

47 ページ「分野6 生活環境」については、基本理念でもうたわれているユニバーサルデザインについての記載が、前回計画ではほとんどなかったため今回は、現状・課題で、「ユニバーサルデザイン」と「バリアフリー化」を並列で書かせていただきました。特に、ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いを若干意識させていただいた文面に修正しています。現況を踏まえて全体的に軽微な修正を行っています。分野6については以上となります。

「分野7 災害・防犯対策」については、施策1で新たに実施された聴覚障害者を対象としたNET119を、「①緊急通報体制の充実」の内容に追加しました。「②地域の連携による避難誘導体制の整備」については、前回計画では、「地域の連携による避難誘導体制の整備」と「災害時要援護者制度」がひとつにまとまっていましたが、内容が多岐に渡り中身が煩雑になっていたため、2つに分割し「②地域の連携による避難誘導体制の整備」「③避難行動要支援者支援制度の活用の促進」としました。また前回計画では、「災害時要援護者制度」という名称でしたが国の制度の名称変更に伴い、本市でも名称の変更を予定しており、この計画を発行する段階では制度の名称を変更している状態ですので、新しい名称を使わせていただき「避難行動要支援者支援制度」と記載しました。

「⑥防犯対策の推進」については、タイトルにも関係しますが、国の計画と昨今の情勢を踏まえ、「⑥防犯対策」を追加しました。分野7については以上となります。

51 ページ「分野8 障害及び障害者理解の推進、差別の解消と権利擁護」については、障害者差別解消法等の大きな法改正はありませんでしたので、大きな内容の変更はありません。ただし、前回計画で、内容が冗長となっていました文章の見直しを行いました。変更の内容の一部としては、施策1の「②啓発活動の実施」「③講演会や福祉講座の充実」が前回計画では一緒の項目で記載されていましたが、内容の性質が異なるため、2つに分割させていただきました。若干内容を精査し整理しましたが、基本的な流れについては、前回計画を踏襲した内容となっています。

54 ページ「施策4 ①公的機関における障害者への配慮」については、委員よりご意見をいただいた内容について反映し、4行目に「公共窓口における障害者の対応について、適切な配慮により誰もが安心して訪れることができるよう」と一文を追記しました。

55 ページ「分野9 市民協働、地域ネットワーク」については、前回計画においては、ボランティア活動の内容が前半の施策1を占めていましたが、「市民協働、地域ネットワーク」というタイトルと全体的な内容の見直しを行っています。地域福祉計画の重点ポイントで

もある、「地域活動者への支援及び新たな成り手の発掘」や「地域における総合相談支援体制の強化」、「身近なネットワークと地域包括ケアシステムの連動」を意識し、施策1では市の役割を記載し、「①市民意識の醸成」と「②障害者地域自立支援協議会の運営」の2つを上げさせていただきました。

施策2では社会福祉協議会と地域福祉を担う組織との連携について2段階に分けた形に記載を変更しました。特にここではネットワークづくりということで、地域に根差した活動を行っている団体との連携が重要ではということで、記載をしています。ボランティアの内容についても、施策1では市のボランティア活動に対する推進体制、施策2では地域活動に対する福祉に特化したボランティア活動の推進体制を記載しました。分野9については以上となります。

57 ページ「第5章 計画の推進体制」については、前回計画では「分野10」に記載していた内容ですが、施策の展開とは性質が異なるため、「第5章」として独立して記載しました。第5章としては以上となります。

ページが戻り、14 ページをご覧ください。「(6) 難病患者等の状況」について、前回の策定委員会で委員よりご指摘があったので、状況についての内容を、ボリュームを増やして記載しています。本日ご出席いただいています森委員や保健所にもご協力いただき、文章の内容の修正を行っていますので、ご了承いただければと思います。それでは第4章までについて事前資料1の説明は以上となります。

続きまして、本日配布した当日資料①をご覧ください。「第6章 資料編」について内容の説明をいたします。1 ページ目に「計画策定の経過」、次ページに「策定委員会の設置要綱」が2 ページに渡り記載しています。また、4 ページに「第4次豊川市障害者福祉計画及び第6期豊川市障害福祉計画等策定委員会委員名簿」に皆さまの名前を掲載させていただく予定です。5 ページには豊川市障害者福祉計画検討部会名簿も記載しております。6 ページからは用語説明となっており、本編の中で出てくる用語について説明をしています。基本的には本編の修正に伴い制度が変更になっていたり、名称が変更になっているものについては、用語集も併せて修正しています。

用語集の最後のページをご覧ください。A～Zの中で、改めてSDGsについて説明をしています。お手元の資料では「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」とゴールの一つを提示しています。SDGsの17あるゴールのうち、福祉に関することはゴール3になっていますが、もう一つくらい追加で記載できればと思っています。予定としては10番の内容となりますが、もう少し内容を検討させていただければと考えています。

資料編については以上となります。

本編の目次にはまだ第6章の記載がありませんが、今後の修正に伴い、本編の目次に第6章以降を記載させていただきます。また、今後の軽微な修正箇所がありましたら、事務局判断にて修正させていただきますのでご承知おきください。

本日配布した当日配布資料②「第4次豊川市障害者福祉基本計画 概要版」をご覧ください

い。本編の概要版ということで、パンフレット形式（全8ページ）でお渡しするものになります。基本的な構成は本編とほとんど変わりありません。施策の展開が分野1から分野9まであります。分野1の「1 地域生活支援体制の整備」について、施策の数が9つ程あり書き切れないので、最後が「…」になっています。こちらの書きぶりについては、全部載せられるようにするか、他の施策という形で記載をするか改めて事務局で検討します。現在、概要版に音声コードが付いていませんが、前回計画に倣い、音声コードを付ける予定です。第4次豊川市障害者福祉計画、福祉基本計画の説明については以上になります。

（赤谷委員長）

ただいまの説明について、ご意見ご質問はありませんか。まずは、第1章・第2章・第3章（1ページから32ページ）についてご意見等を伺います。

特に意見がないようなので、第4章・第5章（32ページ以降）、第6章（資料編、第4次豊川市障害者福祉基本計画の概要版）についてご意見等はありませんか。

前回の策定委員会で皆さまからご意見をいただいた箇所は修正をしていますが、意図等が違いましたらご意見をお願いします。

（杉浦委員）

資料編63ページから用語集をまとめられていますが、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援など、一般の方には分かりにくい言葉も頻回に計画の中に出てきます。障害福祉サービスとして利用できるものや、頻回に出てくる用語についても用語集に入れていただければと思います。

（事務局）

用語説明集についてですが、基本的には、本編の中で説明のある内容について載せています。先ほど説明を省かせていただいたのですが、用語集の中でも説明が必要なものや難しい言葉が出た場合は、用語の下に※印で記載をしています。66ページを見てもらうと、重度訪問介護を※書きで書かせていただいています。他にもし、本編にある内容で分かりにくい、または一般的でない言葉がありましたら、用語集に追加させていただきます。

（森委員）

保健所の中で検討したことについてお尋ねします。33ページ「⑧精神障害者（高次脳機能障害、強度行動障害者等）の地域生活支援体制の整備」について、前回計画から変更があり、精神障害者への取り組みとしてまとめた、という説明があったのですが、⑧の本文中に高次脳機能障害の方、強度行動障害の方についての具体的な内容の記載がないので、例示は削除したほうがいいのかと意見が出ました。

強度行動障害に関しては、国のガイドライン等においても、知的障害を伴う自閉症あるいは、発達障害系に関する文脈の中に出てくることが多くあります。知的障害を精神遅滞と捉

えれば、精神障害ではないと言い切れないと思いますが、こちらの記載でしたら取っていただきたいと思います。⑧の最後の行に「依存に関する周知、啓発を行います」とあるので、例えば、「新たな課題への対応支援」という形でまとめていただき、その中に括弧で「高次脳機能障害」「強度行動障害」「依存への対応支援」という形にしてはいかがでしょうか。内容としては「属性に関する必要となる情報の提供、周知啓発、相談支援の充実、サービスの利用援助など、地域生活支援に向けて取り組みます」などはどうでしょうか。⑧に記載している内容も入れていただき、⑧、⑨にそれぞれ分けられてもよいかと思います。依存やギャンブル依存、アルコール依存に関しても、新しく法律もできているので、「⑨新たな課題」を起こしたほうが分かりやすいと思います。

(事務局)

依存症に関する内容を⑨に分けてほしいとのことでした。事務局としても、⑨に入れていく方向で考えていきたいので、申し訳ないですが、委員会の終了後で話をさせてください。

(赤谷委員長)

確かに、専門的な話となり難しいところです。アルコール依存や薬物依存も注目されているところなので、ぜひとも検討をお願いします。

では、⑨の括弧の中の「高次脳機能障害や強度行動障害者等」の文言は取るということでよいですか。

(事務局)

⑨を設置するかを含めて、一体的に取り扱うことかと思います。「高次脳機能障害や強度行動障害者等」の文言を消すかを含めて、策定委員会終了後、森委員と調整させていただきます。

(西田委員)

社会福祉協議会ではセーフティネットとして法人後見を行っています。53 ページ「②成年後見制度の利用促進」の文章の最後に「市民後見人の活用」とありますが、前回の計画では「育成」という文言でした。今回は「活用」に変わったのですが、障害分野においても、福祉サービスの利用に契約行為が必要になるため、成年後見の利用は増加が見込まれると思います。すでに後見人が十分に担保できているかという点、そういう状況でもないと思います。高齢者福祉計画では、「後見人の育成及び活用について関係機関と協議します」との内容になっているので、今後、豊川市において後見人をどう担保していくかということを含め、高齢分野、障害分野を合わせて、協議していただけるとありがたいです。

(赤谷委員長)

現在、市民後見人は何人いますか。

(西田委員)

純粋な市民後見人はいません。NPO法人のもとで活動されている市民後見人の方がなるような状況です。

(赤谷委員長)

では、若干人ですね。

(事務局)

そうです。

(事務局)

市民後見人の活用の文言についてですが、最初は「育成」という文言が使われていましたが、育成が難しい状況があります。これからは今ある資源をどのように活用するかが後見人として重要だという話がありましたので、今回は「活用」という文言に変えさせていただきました。育成ももちろん必要なので、今後、利用の増加の見込みも踏まえ、「育成及び活用」に変えさせていただきます。

(赤谷委員長)

人材がいないと活用が成り立たないので、よろしくお願いします。

(桑野委員)

35 ページ「⑤難病患者の日常生活用具の給付」とあり、他の分野から移したとのことでしたが、ここは障害者及び難病患者としたほうがいいのではないのでしょうか。

47 ページ「①公共施設の整備」の3行目に「施設の大規模な改修などを実施する際には、障害者や家族の要望を踏まえたユニバーサルデザインに配慮した整備方法を検討します」とありますが、大規模な改修だけではなく、新たな施設をつくることも含め、「施設の新設や大規模な改修」としたほうがよいと思います。

(事務局)

35 ページ「⑤難病患者の日常生活用具の給付」についてですが、難病患者以外の障害をお持ちの方の日常生活用具のサービスに関しては、34 ページ「③手当・医療費助成等の制度の周知」の中に含む形で整理しております。しかし、はっきりと日常生活用具の給付と明

記してはいませんので、「⑤難病患者の日常生活用具の給付」の文章の中に、通常の障害をお持ちの方並びに難病患者、小児慢性ということで包括して記載させていただきます。

47 ページ「①公共施設の整備」については、検討部会の中で「大規模な施設改修の要望を出してもなかなか通らない」という話があり、計画に載せることで改革が推進するのではという意図もあって、「大規模な施設」と入れています。しかし今後、新設される施設に対してもユニバーサルデザインを踏まえた整備方法の検討が必要なので、新設の施設についても入れたと思います。「大規模な改修」の前に「新設の施設」を盛り込み、ユニバーサルデザインを踏まえた整備方法を検討します、という文章に変えさせていただきます。

(赤谷委員長)

本日いただいた意見を基に事務局で修正を行った上で、12月中旬からパブリックコメントをかけるということによろしいですか。パブリックコメントはネットだけで実施するのですか。

(事務局)

ネットだけではなくありません。市役所本庁舎を含めた全12か所に冊子を置きます。書面においてもパブリックコメントを実施します。

(赤谷委員長)

公共施設に置くのですか。

(事務局)

そうです。冊子を閲覧できるようにし、持ち帰りもできるようにします。ご意見はメールもしくは郵送、FAX、直接等様々な方法で受け取ります。

(赤谷委員長)

それでは次の議題に移ります。

(2) 協議事項

・第6期豊川市障害福祉計画等（案）について

(赤谷委員長)

第6期豊川市障害福祉計画等（案）について、事務局よりご説明願います。

(事務局)

それでは、第6期豊川市障害福祉計画等について、事前資料2を用いて説明させていただきます。

その前に、前回の策定委員会の中で、計画名の変更についての提案をいただきました。今回の計画案から第6期豊川市障害福祉支援計画、第2期豊川市障害児福祉支援計画というように支援を加えた形で計画名を変更させていただいています。

では、まず、計画書の構成を再度確認させていただきます。表紙をめくり、目次をご覧ください。第1章が計画策定に当たって、そして第2章が豊川市の現状、第3章が計画の基本的な指針となっております。ここまでは、前回の策定委員会で説明した部分との変更点と先ほどの障害者福祉基本計画と重複する部分は割愛して説明させていただきます。第4章は計画の目標と見込ということで、本計画の中心となっておりますので、詳しく説明させていただきます。第5章は計画の推進体制となっております。

それでは、まず第1章について説明します。1ページをご覧ください。先ほどの障害者基本計画の説明と同様に「第3次豊川市障害者計画」となっていましたので、第3次豊川市障害者福祉計画として福祉を加えさせていただきます。SDGsの部分が障害者基本計画と同様になります。2ページは前回と変更点はありません。3ページにつきましては、先ほどの障害者基本計画の説明と同様に位置づけを示す図を変更させていただきます。4ページにつきましては、なお以降で本計画の名称変更について前回より追加させていただきました。

7ページの第2章豊川市の現況につきましては、前回の策定委員会で提案のあった簡素化に基づき、変更させていただきました。8ページからは前回計画の進捗状況となっております。前回の策定委員会では、現状値（令和元年度末）の実績が入っていなかったため、記載させていただきました。（2）の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の現状値がハイフンとさせていただいたのは、令和2年度末の設置が目標となっているため、未設置ではなくハイフンとしました。同様に計画最終年度に設置等となっている場合は、目標のところに目標年度、そして現状値のところにハイフンという形で記載させていただきました。また、前回の策定委員会では、②として、精神病棟における1年以上長入院患者数の記載がありましたが、愛知県からの実績の提供が未だないことに加え今回の計画では県が目標数値を設定することになり、市が設定する必要がなくなったため削除させていただきました。

9ページにつきましては、地域生活支援拠点等の整備ですが、令和2年度に市に設置する予定です。とありますが、申し訳ありませんが、末が抜けており、令和2年度末に市に設置とさせていただきます。10ページから17ページにつきましては、令和元年度の実績を同様に記載させていただきました。12ページをご覧ください。実績については、各年度1か月あたりの実績は、これまでの計画を含め3月分の実績として計画では取り扱われていますので、令和元年度実績については、新型コロナウイルス感染症予防対策等の影響を受けているサービスもあります。それ以外の詳細の説明は割愛させていただきます。

それでは、第3章計画の基本的な指針に移ります。18ページの基本理念については、前回の策定委員会から変更はありません。19ページから23ページにつきましては、第6期障害福祉支援計画等の基本的事項で国の基本指針に記載されている基本的事項が要約してあります。内容としてはほぼ前回の策定委員会と同じ内容となりますので説明は割愛させていただきます。

それでは、第4章計画の目標値と見込に移ります。こちらはこの計画の肝となっているところになります。まずは、24ページをご覧ください。

「豊川市におけるサービスの構成」となっております。こちらは前回の計画と変化はありませんが、豊川市で受けることのできるサービスの一覧として障害福祉サービス、地域生活支援事業、それから児童のサービスがまとまって一覧となっております。これらのサービスの具体的な数値については、30ページ以降となります。では、25ページをご覧ください。こちらは「目標値の設定」となっております。これは国の基本指針に基づきまして、豊川市における具体的な人数などの目標値の設定を行っています。なお、四角の囲みの中で、「障害児福祉支援計画」がついている箇所は、障害児福祉支援計画に特化した内容となっております。このページ以降でより分かりやすくするため記載させていただいております。また、新規の目標については、新規と記載してあります。また、国の基本指針に基づき、数値等を出すにあたり、倍率を掛けますが、指針に明確な定めがありませんので、四捨五入として算定しています。

まずは、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、国の基本指針に基づき設定しております。(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、成果目標の設定につきましては、県のみとなっておりますが、活動指標について新規の部分があり、37、38ページに記載してあります。(3)地域生活支援拠点等の整備につきましては、国の基本指針の基づき、令和5年度末までにとありますが、こちらは前回の計画にありますとおり令和2年度末までに設置する予定となっております。また、今回の計画から、新規として機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとして、活動指標として35ページに記載しています。では、26ページをご覧ください。

(4)福祉施設から一般就労への移行などです。①として、福祉施設から一般施設への移行として、国の基本指針に基づき設定しています。次に②の就労移行支援事業の利用者数についてです。令和5年度の就労移行支援事業所からの移行者数については、国の基本指針に基づく設定しています。また、令和5年度末就労継続支援A型、B型からの移行者数は新規となり、こちらも国の基本指針に基づき設定しています。では、27ページをご覧ください。③就労定着支援事業の職場定着率についてです。令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の割合、就労定着率が8割以上の事業所の割合ともに、新規となり、国の基本指針に基づき設定しています。続きまして、28ページは児童の目標となっております。(5)障害児支援体制の整備等ということで、国の基本指針に基づき、児童発達支援センターにつきましては、前回の計画同様設置を基本としていきます。また、現在も

市内で実施している保育所等訪問支援を継続し、利用体制の構築を図っていきます。さらに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保ということですが、現在市内で1か所既に確保しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置はすでに行っていますが、支援体制を強化し機能の充実を図ります。

29ページをご覧ください。(6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築ともに、新規に国の基本指針に基づいており、活動指標としてそれぞれ39ページ、40ページに記載しています。目標値につきましては以上となります。

それでは、次に個々の具体的なサービスにつきまして、30ページから説明させていただきます。「3 障害福祉サービスの見込量と確保策」ですが、数値の出し方について、基本的な見込みの考え方を説明させていただきます。国が示す障害福祉計画に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアルに基づき、平成27年度から令和元年度におけるサービス量実績の平均を用いたサービス見込量推計の方法を算出します。それに加え、障害手帳所持者の推移による伸び、障害者手帳所持者に対するアンケート結果の利用意向とサービス提供事業所に対するアンケートの定員の拡大・新規開設予定、障害者団体及びボランティア団体に対するヒアリング結果などを踏まえて、見込み量を算出しています。それでは、まずは31ページの訪問系サービスについてです。見込みの考え方につきましては、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しました。実績と見込み量の表の見方ですが、3月分の1か月あたりの実績と見込み量となります。第5期計画中、平成30年度、令和元年度は実績、令和2年度は利用実績による見込み量となります。なお、重度障害者等包括支援につきましては、現在市内で対応できる事業所がなく実績もないため、まったく見込みのわからない状態ではありますが、今後障害の重度化が予想される中で、在宅で過ごしたい方に対応できるよう令和3年度から1人見込んでいます。訪問系サービスの確保策といたしましては、今後も福祉施設や病院から地域へ移行する障害者の増加が見込まれ、訪問系サービスの利用希望が増えることが予想されます。特に居宅介護については利用が多く、今後も利用の増加が見込まれます。新規の事業所の働きかけや、人材確保を支援します。また、訪問系サービスについては、情報共有を通じてサービスの質の確保を図ることを目的に結成される事業所連絡会がないため、連絡会の結成サポートを行い、横のつながりを強くすることで、サービスの質の確保、人材育成に努めます。

続きまして、日中活動系サービスに移ります。33ページをご覧ください。こちらは主に、日中活動の場として過ごすことができるサービスとなっております。見込みの考え方につきましては、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しています。34ページをご覧ください。日中活動系サービスの確保策につきましては、福祉施設や病院から地域へ移行した障害者が、日中活動や就労など通じて社会参加できるよう、ニーズの把握に努

め、日中系サービスの提供体制の整備を図ります。また、利用者の高齢化や重度化、重症心身障害者や強度行動障害者など、様々な利用者からのニーズに対応できるよう、課題や情報を共有し、相談支援事業所との連携を図ります。就労系のサービスについては、障害者雇用の促進により今後ニーズが高まることが想定されます。事業所や企業、愛知県、ハローワークなどと連携し、障害者への相談や訓練、連絡調整などを行います。また、事業所連絡会がないため、訪問系サービスと同様に連絡会の結成サポートを行い、横のつながりを強くすることで、サービスの質の確保、人材育成に努めます。

続きまして、居住系サービスに移ります。35ページをご覧ください。

見込みの考え方としまして、自立生活援助、施設入所支援については、福祉施設から地域生活への移行者数を考慮して算出し、共同生活援助につきましては、基本的な見込みの考え方にに基づき算出し、地域生活支援拠点等については、国の基本指針に基づいて算出しました。

居住系サービスの確保策としまして、グループホームは、ニーズの高いサービスとなっています。「親亡き後」を踏まえ、事業所と連携し、拡充を図るとともに、近隣住民への理解促進のための周知を進めます。自立生活援助については、現在利用がないため、サービスの周知を図ります。地域生活支援拠点等については、今年度設置し、事業所等と連携していきます。また、その機能について関係機関で検証していきます。

続きまして、相談支援の見込み量と確保策に移ります。36ページをご覧ください。申し訳ありませんが、見込みの考え方が抜けておりましたので追加させていただきます。計画相談支援については、基本的な見込みの考え方にに基づいて算出しています。地域移行支援・地域定着支援については、国の基本指針に基づいて算出しました。

37ページをご覧ください。確保策につきましては、計画相談支援は、障害福祉サービスの適切な利用にあたり必要なものです。障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、利用は増加しており、今後も増加が見込まれるものの、相談支援専門員、事業所の不足が本市における課題となっています。その解消のために今年度から開始した初任者研修受講費用の助成などによる相談支援専門員の確保や民間事業所の新規参入を促すとともに、不足する部分を社会福祉協議会が補うバックアップ体制を整備します。

続きまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に移ります。37ページとなります。見込みの考え方につきましては、国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促すよう見込みます。

確保策としまして、まず令和2年度に協議の場は設置する予定となりますので、近隣自治体や事業所と連携し、市または東三河南部圏域に協議の場を設置しますという一文は削除させていただきます。そして、設置する予定ですが、今後において、市内の精神科医療・福祉関係者、および家族会が参加する協議の場を設置します。地域相談支援をはじめとしたサービスの利用状況の共有を通して、精神障害者が地域で暮らすうえで必要なネットワークの構築を図ります。

なお、３８ページは精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図となっています。

続きまして、相談支援体制の充実・強化のための取組みに移ります。３９ページをご覧ください。まず、こちらは、第３次豊川市地域福祉計画の重点ポイントである地域における総合相談支援体制の強化に関連しています。

見込みの考え方につきましては、国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域支援体制の強化を実施する体制を確保していきます。

確保策としまして、障害者相談支援センター（基幹）が中心となり、総合的、専門的な相談支援を実施します。また、事業所への指導・助言や、人材育成についても、障害者相談支援センターが核となり、委託相談支援事業所と連携を図りながら、市内の事業所への訪問や研修等への参加を支援します。地域の相談機関との連携強化についても、障害者相談支援センターが中心となって、自立支援協議会の相談支援部会などで情報共有や、困難な事例の検討を行い連携を図っていきます。

続きまして、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに移ります。

４０ページをご覧ください。見込みの考え方につきましては、国の基本指針に基づき、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供するため、職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解促進や、サービスの提供状況の検証、事業所の適正な運営体制の確保を図っていきます。

確保策につきましては、研修の参加については、県が主催する研修等に市職員が毎年参加することとします。また、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果の活用については、事業所と東三河はいっふネットワーク等「電子@連絡帳」のＩＣＴを活用した情報共有を図っていきます。

４１、４２、４３ページにつきましては、児童の計画となっています。４１ページをご覧ください。障害児通所支援事業につきましては、基本的な見込みの考え方に基づき算出しています。なお、申し訳ありませんが、居宅訪問型児童発達支援については、前回の計画時が新規のサービスとなりますので、新規は削除とさせていただきます。実績と見込量の中で新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学校等の休校に伴い保育所等訪問支援の令和元年度実績は影響を受けて実績が下がっています。

確保策につきましては、障害の多様化により、求められる支援も様々となっているため、障害児とその家族のニーズを把握した提供体制の確保に努めます。その際、障害福祉と子育て支援に関連する部署が連携し、療育支援体制の強化を図るとともに、事業との連携体制を強化し、切れ目のない支援を進めます。児童発達支援、放課後等デイサービスについては事業所が増加し、提供体制の整備が進んでいますが、サービスの質を確保するため、事業所への支援向上のための指導や研修の参加促進を図ります。障害児相談支援は、計画相談支援と同様、サービスの適切な利用にあたり必要なものとなります。今後もサービスの利用の増加

に伴い、障害児相談支援の増加が見込まれるものの、相談支援専門員、事業所の不足が課題となっています。計画相談同様にその解消のために、初任者研修費用の助成などによる相談支援専門員の確保や民間事業所の新規参入を促すとともに、不足する部分を社会福祉協議会が補うバックアップ体制を整備します。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて、国県の事業を活用しながら、相談支援体制の強化を図ります。

続きまして、43ページの子ども・子育て支援事業計画との連携に移ります。障害福祉と子育て支援に関連する部署が連携し、障害児支援の体制づくりを行うため、本計画においては、保育園等に在籍する障害児の見込み量を設定します。

今後の方向性につきましては、障害の有無にかかわらず、児童がともに成長できるよう、子ども・子育て支援等の希望に対して、豊川市子ども・子育て支援事業計画と連携し、ニーズ把握と提供体制の整備に取り組んでいきます。

地域生活支援の見込み量と確保策に移ります。それでは44ページをご覧ください。44ページは地域生活支援事業の中でも必須事業と呼ばれるものになっています。こちらはすべて前回計画から実施している事業となります。ですので、実施している事業につきましては、引き続き継続して行っていくということ、未実施のところは行っていくのが難しいという現状もありますが、計画期間中にできるように検討していきます。地域生活支援事業は、必要としている人に対し適切な給付を行うものとなっておりますので、申請数により実績がばらつくというのも現状ですが、必要とされている方に必要な給付を行っていくという、きめ細やかなサービスを提供していきたいと思っています。

そして、47ページをご覧ください。こちらは地域生活支援事業の中でも任意事業と呼ばれるものです。こちらにつきましては、市町村によってこういう事業を行っていききたい、必要性があるという声に応じて検討をし、給付を行っていくということで、現在主に豊川市で行っているものとしまして、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得、自動車改造助成、そして視覚障害者歩行訓練があります。なお、今回の計画から、新規に発達障害者等に対する支援が基本指針に盛り込まれております。任意事業につきましては、アンケートであったり、それから障害者団体の声などの必要性を確実に吸収していきまして、必要とされている方に必要な支援ができるような体制を考えていきたいと思っています。

それでは、第5章計画の推進体制に移ります。49ページをご覧ください。計画の推進体制ということで、こちらはPDCAサイクルによる点検、評価ということで、現在も自立支援協議会で行っている点検評価をこれまでの計画と同じように行っていくので、内容は前回と同じとなります。

第6章は資料編となりまして、当日資料③となります。詳細な

説明は割愛させていただきますが、用語説明の中のSDGsを一部修正させていただきます。それと最後のページにメールアドレスを追加させていただきます。

最後に概要版当日資料④につきましても説明は割愛させていただきますが、先ほどの説

明があった計画同様音声コードを追加する予定となっています。

説明は以上となります。

(赤谷委員長)

ただいま説明がありましたが、ご意見等はありませんか。先ほどは質問等を2回に分けましたが、今回は関連があるので一括して質問を受け付けます。第4章(24ページ以降)からが中心となってきます。31ページに実績と見込の量【一箇月あたり】の表の数字についてや、その下の【確保策】が記載されているのですが、このような確保策の考え方でいいのかが焦点になると思います。何かご意見等はありませんか。

(都築委員)

概要版の4ページ意思疎通支援事業のサービス種別の「手話通訳者設置事業」についてです。以前は2人体制でしたが、7月に1人辞めたので現在は1人体制です。令和3年度4月からは2人体制になりますか。

(赤谷委員長)

前回も質問した内容でしょうか。

(都築委員)

そうです。

(事務局)

前回の回答と同様に、「目標2人」という形で掲載しています。

(都築委員)

では、2人になるということですか。

(事務局)

令和3年4月1日からではないですが、令和3年度中に2人という形で掲載させていただいています。

あくまで目標となります。人材の確保に努めて参りますが、必ずしも2人体制を約束できません。

(都築委員)

豊川市の登録者を市長の話聞く際などは活用しています。それができない場合は、県に

通訳を依頼していますが、県に依頼するのではなく、豊川市の登録者の中で2人確保してほしいです。

(事務局)

分かりました。ご意見として伺いましたので、今後の施策に反映させられるように努力します。

(都築委員)

よろしくお願いします。

(杉浦委員)

8 ページに「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の実績がありますが、国の指針では、計画策定時の施設入所者数と、計画期間内の地域移行者数について示されています。表では、平成 28 年度末の福祉施設の入所者数が 161 人なので、これに対応する目標年度の実績が何人かを整理するのがよいかと思います。今回の計画では、令和元年度末の福祉施設の入所者数が 157 人となっていますが、この数値が平成 28 年度末の 161 人に対応する数値だと思います。そのような整理の仕方が分かりやすいのではないのでしょうか。

あわせて、今回の計画の目標値としては、「削減数が何人か」という評価の仕方をしていますが、一般的には「入所者数が何人から何人変わった」という整理をしています。多くの自治体はその形で整理しているので、同じ形にしたほうがいいのではないのでしょうか。削減数を何人にする、ということは間違っていないと思いますが、表記の仕方を変えてはどうでしょうか。

39 ページの実績と見込量の表で、総合的・専門的な相談支援の実施は第 5 期計画・第 6 期計画ともに全て「実施」と書いてあるのですが、国の指針の Q & A では、客観的に評価できる目標の例を掲げていたのではないかと思います。40 ページには障害福祉サービス等の質を向上させるための 3 つの取組がありますが、国の指針では客観的に評価できる目標が書かれているので、具体的な案を示すのもひとつの方法だと思っています。

(事務局)

表記については、近隣市町の状況も踏まえながら、分かりやすい形で表現にしたいので修正する可能性もあります。

39 ページの相談支援について、確かに国の指針の Q & A で、客観的な指標として相談件数などが示されていました。件数を単純に上げていくことはできますが、今の段階でそれを出してよいか分らなかったのが、今回は、総合的・専門的な相談支援は実施する、ということにしています。件数については、出し方を含めて分からない部分もありますので、様子を見ながら検討していきたいので今回は省きました。

(杉浦委員)

検討をされたということであればよいです。

(森委員)

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、今回の計画では具体的な数値は上げないということでした。36 ページの下部に実績と見込量（一箇月あたり）が書かれていますが、37 ページ「5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の【見込の考え方】に「国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促します」とあります。そのため、下の【確保策】の2行目の「市内の精神科医療・福祉関係者」の後に「保健」も入れていただきたいです。

36 ページ下部に地域移行支援と地域定着支援の【実績と見込量（一箇月あたり）】があります。豊川市は頑張っているのですが、前回の計画だと「令和2年度末までに32人が地域移行、地域定着を利用する」と計画を立てられていました。今回の計画では、具体的な人数の設定は削られ、見込量を書かれている、という理解でよいですか。

(事務局)

37 ページの【確保策】の2行目に「保健」の文言を追加し、「精神科医療・福祉関係者・保健」と修正します。

36 ページの地域移行支援の数についてですが、1か月あたりの数値となります。3月の実績としては令和元年度は3人です。こちらは国の成果目標に応じた見込量として、このような数となっています。

(森委員)

前回の計画だと、令和2年までに32人という目標値があったのですが、それについての評価は今回の計画に反映されておらず、国の見込み量に基づいた算定がされているという理解でよいですか。

(事務局)

数については、県の設定する部分もあるので、今回は32人という数字は載せていません。

(森委員)

28 ページの表に医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の【目標値】が載っていますが、実際に豊川市はコーディネーターを配置しています。事務局からの説明でも「充実を」ということでしたが、すでに目標が達成できている場合、新たな目標の設定はしない

のですか。このままの文章ですか。

43 ページ5行目に「医療的ケア児に関連分野の支援を調整するコーディネーターについて、国・県の事業を活用しながら、相談支援の体制強化を図ります」とありますが、具体的な取り組みの記載はしないのですか。41 ページも同様に、どのように配置するのかの記載をしていただけると評価がしやすくなると思います。

(事務局)

28 ページ5行目「また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置はすでに行っていますが、支援体制を強化し機能の充実を図ります」について、来年度は相談支援体制の充実として、こういった部分を検討しますので、このような表現にさせていただきました。

43 ページ5行目「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて、国・県の事業を活用しながら、相談支援体制の強化を図ります」について、国・県では医療的ケア児のコーディネーターに対する補助金等があり、それを活用しながらということ、このような表現にさせていただきました。

(赤谷委員長)

配置、設置が分かりづらいです。医療的ケア児に関するコーディネーターの配置は、今は1か所ですか。

(事務局)

現在は、医療的ケア児等コーディネーターは信愛医療療育センターで1名、豊川市の保健センターの職員が1名、基幹相談支援センターの職員が1名、医療的ケア児等コーディネーターの研修認定をいただいておりますが、実際主に動いているのは、信愛医療療育センターになります。こうした状況も踏まえ、民間の活力を活用しながらやっていきたいため、はつきりとは書いていないですが、相談支援体制の強化として書かせていただいております。

(赤谷委員長)

では、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の目標値は3人となっていますが、5人という書き方は難しいということですね。

(事務局)

職員を増やすというよりは、今いる方で体制強化していきたいと考えています。

(赤谷委員長)

終了予定時間になりましたので、用がある方は退席していただいても構いません。

(西田委員)

相談支援整備の強化ということで、社協が補うバックアップ体制を整備します、という文言が2度ほど出ており、非常に期待を感じています。

相談員の不足は豊川市に限らず全国的な課題だと思います。介護保険と比べても、相談支援専門員がプランを作成しても3分の1程度しかないという状況もみられます。今年度、主任者研修に対して費用の助成の検討をいただいておりますが、そのあたりが解決しないと、抜本的な人員不足が解消されません。計画の話とはずれますが、こうした点についてもしっかりと県や国に考えていただけるようお願いしたいです。

子どもについては、42 ページ【実績と見込量（一箇月あたり）】があるのですが、基本的にはサービスを使う場合に相談員をつけることになっていますが、今回の計画についても、サービスを使う方と、障害児、相談支援の件数に開きがあります。そのあたりは事務局ではどのように考えていますか。

(事務局)

障害児相談支援の数について、確かにサービス量は増加で見込んでいます。ただ、障害児相談支援について、サービスの見込みに比例して増やそうと思うと、実際の相談支援で対応できる人数は限られているため、難しいです。そのため数の見込みについては、極端に増やすのではなく、微増として見込んでいます。

(赤谷委員長)

放課後等デイサービスでも相談支援事業を必要としているのですか。

(事務局)

サービスを使うための基本となる計画を書いていただく形になります。「セルフプラン」という親御さんが書く計画もありますが、「セルフプラン」が作成できない人については、計画相談が入る形が一番理想となっています。しかし実際は数が足りていません。数については、膨大な見込みを書くわけにはいけないので、微増としています。

(赤谷委員長)

セルフプランの方が多くいるということですね。

他に全体を通してご意見はありませんか。本日頂いた意見を基に事務局で修正を行った上で、12月のパブリックコメントにかけていきます。

では、次の議題に移ります。

(3) 報告事項

・今後のスケジュールについて

(赤谷委員長)

今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今後の予定ですが、令和2年については、12月17日から令和3年1月15日までパブリックコメントを実施します。この時には同時に、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取ということで、同期間内において別途意見聴取をさせていただきます。どちらの計画もPDCAサイクルにおいて計画の進捗状況の確認をしていただく期間となります。その少し前、12月中旬には市議会への説明もさせていただきます。第4回の策定委員会は令和3年1月28日(木)13時から15時までを予定しています。この時にはパブリックコメントで出た意見を踏まえて、それぞれの計画の最終案の確認し、決定させていただき、その後、パブリックコメントの結果公表等を2月上旬に行う予定です。なお、本日は会場が狭いため傍聴を見送らせていただいたのですが、第4回の策定委員会においては文化会館での開催なので、傍聴ができるように予定しています。ご承知おきをお願いします。

(赤谷委員長)

ただいま、今後のスケジュールについて事務局より説明がありましたが、何かご意見等がありますか。

前回の策定委員会では傍聴者はいたのですか。

(事務局)

第3次障害者福祉計画の時には傍聴人がいました。第2回から第4回までの各回に傍聴者が平均7名程で、主に議員の方でしたが、一般の方もいました。

(赤谷委員長)

以上で議題を終了します。事務局より連絡事項はありますか。

2. その他

(事務局)

パブリックコメントまでに軽微な修正が必要になってくる箇所がありますが、事務局で責任を持って修正をさせていただいた上で、パブリックコメントを実施しますことをご承

知おきください。

(赤谷委員長)

案の修正は事務局にお任せいたします。次回の開催は令和3年度1月28日(木)となりますので、ご出席のほどよろしく申し上げます。本日は長時間に渡り、大変ありがとうございました。

以上